

府中市マスコットキャラクターふちゅこまのデザイン等の使用に関する要綱

平成27年4月14日

要綱第42号

(趣旨)

第1条 この要綱は、府中市マスコットキャラクターふちゅこま(以下「ふちゅこま」という。)のデザイン等の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) デザイン等 イラスト、立体物及びこれらに準ずるもの
- (2) デザインガイドマニュアル デザイン等の利用の方法等について市長が別に定めるもの
- (3) 物品 ふちゅこまのデザイン等を使用した商品、景品、商品等のパッケージ及びこれらに準ずるもの

(図柄)

第3条 ふちゅこまの基本とする図柄は、別図のとおりとする。

(使用の申込み)

第4条 ふちゅこまのデザイン等を使用しようとする者は、その使用の目的、期間等を記載した申込書により市長に申し込まなければならない。

2 前項の規定により申込書に記載するふちゅこまのデザイン等の使用の期間については、当該申し込もうとする日の属する年度の末日を限度とする。

(使用の承認)

第5条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、次の各号のいずれかに該当するおそれがあるものその他市長が不適當であると認めるものを除き、ふちゅこまのデザイン等の使用を承認するものとする。

- (1) 府中市の信用又は品位を害すること。
- (2) 法令に違反し、又は公序良俗に反すること。
- (3) 府中市が、特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、若しくは公認してい

るような誤解を与えること。

(4) デザインガイドマニュアルに従わないこと。

(5) ふちゅこまのイメージを損なうこと。

2 市長は、前項の規定によりふちゅこまのデザイン等の使用の承認又は不承認を決定し、通知書により当該使用の申込みをした者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定によりふちゅこまのデザイン等の使用を承認するときは、必要な条件を付することができる。

(使用に係る料金の額)

第6条 ふちゅこまのデザイン等の使用に係る料金(以下「料金」という。)の額は、その使用の目的に応じ、次の表に定めるとおりとする。

使用の目的	料金の額
販売を目的とした物品の製造	物品の小売価格(消費税を除く。)の3パーセントに相当する金額に当該物品の製造個数を乗じて得た額
販売以外を目的とした物品の製造	物品1つ当たりの製造価格の3パーセントに相当する金額に当該物品の製造個数を乗じて得た額
サービスの提供	サービスの利用料金の3パーセントに相当する金額に当該サービスの提供回数を乗じて得た額
上記以外のもの	別に協議して決定する額
備考 この表において消費税とは、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税をいう。	

2 前項の規定にかかわらず、ふちゅこまのデザイン等の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、料金は、無料とする。

(1) むさし府中商工会議所又は特定非営利活動法人府中観光協会が広報等の目的で使用するとき。

(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校において教育の目的で使用するとき。

(3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。

(4) 自治会、NPO(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。)社会福祉法人等の団体(法

人格を有しないものを含む。)が公益的な活動の目的で使用するとき。

(5) 府中市内に営業所等を有する者が府中市のイメージアップにつながる活動に使用するとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるとき。

3 市長は、前条第2項の規定により使用の承認の決定を受けた者(以下「使用者」という。)のうち、料金を納入しなければならない者に対し、当該料金の額を前条第2項に規定する通知書により併せて通知するものとする。ただし、当該通知の際に当該料金の額の算定ができないときは、当該使用者から必要な報告を受けた後、別に定めるところにより通知するものとする。

(料金の納付等)

第7条 前条第3項の規定による料金の額の通知を受けた使用者は、市長が指定する方法により料金を支払わなければならない。

2 市長は、既に納入された料金について、原則としてこれを還付しない。

(完成品の提出)

第8条 使用者は、ふちゅこまのデザイン等を使用した物品の完成品を市長に提出しなければならない。ただし、当該提出が困難である市長が認めるときは、当該完成品の写真の提出をもって代えることができる。

(承認内容の変更)

第9条 第5条第2項の規定により承認を受けたふちゅこまのデザイン等の使用に関する事項について変更しようとするときは、当該変更しようとする使用者は、申込書により市長に申し込まなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更の申込みの承認又は不承認を決定し、通知書により当該変更の申込みをした使用者に通知するものとする。

(遵守事項)

第10条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) ふちゅこまのデザイン等の使用について第5条第1項各号に該当させないこと。

(2) 第5条第2項の規定により承認を受けた範囲内で使用すること。

(3) 第5条第2項の規定による承認に基づく権利を譲渡し、又は転貸しないこと。

と。

(4) 物品に「府中市マスコットキャラクター ふちゅこま」と表記すること。

(5) 原則として、物品に第5条第2項の規定による承認の際に付与される承認番号を表記すること。

(6) 第5条第3項の規定により付された条件に従うこと。

(承認の取消し等)

第11条 市長は、使用者が前条に規定する事項を遵守していないと認めたときは、第5条第2項の規定によるふちゅこまのデザイン等の使用の承認を取り消すとともに、当該使用を禁止するものとする。

2 市長は、前項の規定による承認の取消し及び使用の禁止（以下「承認の取消し等」という。）を決定したときは、通知書により当該承認の取消し等に係る者に通知するものとする。

(報告)

第12条 使用者は、ふちゅこまのデザイン等の使用の期間が満了するときは、その使用について報告書により市長に報告しなければならない。

(免責)

第13条 承認の取消し等により使用者に生じた損害又は使用者がふちゅこまのデザイン等の使用により第三者に与えた損害については、府中市は、その賠償の責めを負わない。

(様式)

第14条 この要綱の施行に関し必要な様式は、別に定める。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月14日から施行する。

別圖（第3条）

